

経済対策の策定について（内閣総理大臣指示）

平成二十八年七月十二日（火）

一 少子高齢化や潜在成長力の低迷といった構造要因も背景に、現状の景気は、雇用・所得環境は改善する一方で、個人消費や民間投資は力強さを欠いた状況にある。また、新興国経済に陰りが見え、英国国民投票におけるEU離脱の選択等、世界経済の需要の低迷、成長の減速のリスクが懸念される。

二 雇用・所得環境も大きく改善するなど、確実に成果が生まれているものの、アベノミクスは道半ばである。長年続いたデフレから脱出するためには、脱出速度を最大限にあげて、デフレから完全に脱却するとともに、しっかりと成長していく道筋をつけないければならない。そのため、働き方改革をはじめとする構造改革を進めるとともに、未来への投資の加速を目的とする総合的かつ大胆な経済対策を講じなければならない。

三 そこで、第一に、一億総活躍社会。一億総活躍社会は、実現段階に入るため、エンジンをかけ、加速する。この際、アベノミクスの成果の活用も含め、来年度

以降の一億総活躍プランの加速化につながる施策を盛り込む。第二に、二十一世紀型のインフラ整備。観光振興のためのインフラ整備、農産物輸出促進や農業競争力強化に向けたインフラ整備、さらには、リニア中央新幹線の計画前倒しなど成長の投資となるものは思い切って行い、中長期的に成長していく基盤を構築する。第三に、EU離脱に伴う不安定性などのリスクに備え、中小企業・小規模事業者や海外展開企業の資金繰り支援に万全を期す。第四に、熊本地震や東日本大震災からの復興や防災対応の強化などの加速を図る。

四 こうした政策に重点を置きつつ、経済財政政策担当大臣を中心に、月内を目途として経済対策のとりまとめに向けた準備を進められたい。その際、現下の低金利状況を活かした財政投融资などの手法を積極的に活用するとともに、2020年度の財政健全化目標は堅持することとする。財政措置を伴うものについては、財務大臣と十分に内容を協議されたい。